

令和6年4月1日～

# 農と食のフロンティア推進特区制度のご案内

復興特区制度にもとづき、本市が申請を行った「農と食のフロンティア推進特区」が、令和3年4月1日に認定を受けたことに伴い、仙台市東南部地域の復興産業集積区域において、区域内の農業振興および雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人や個人事業者の方々が、税制上の特例措置の適用が受けられます。

## 1. 税制上の特例措置

### 【国税】（既存及び新設の個人事業者、法人に適用可能）

法人税等特別償却 / 税額控除（法37条）

選択適用

機械や装置、建物などを取得した場合に、特別償却または税額控除ができます。

| 特別償却           |                    |                    | 選択適用 | 税額控除 ※         |                    |                    |
|----------------|--------------------|--------------------|------|----------------|--------------------|--------------------|
| 取得等期間<br>資産等区分 | R6.4.1～<br>R7.3.31 | R7.4.1～<br>R8.3.31 |      | 取得等期間<br>資産等区分 | R6.4.1～<br>R7.3.31 | R7.4.1～<br>R8.3.31 |
| 機械装置           | 50%                | 45%                | ⇔    | 機械装置           | 15%                | 14%                |
| 建物・構築物         | 25%                | 23%                |      | 建物・構築物         | 8%                 | 7%                 |

※ 税額控除は、税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越し控除が可能。

法人税等税額控除（法38条）

被災雇用者等に対する給与等支給額を税額控除できます（指定を受けた日から5年間）。

| 被災雇用者等に対する給与等支給額の税額控除 |                |                |
|-----------------------|----------------|----------------|
| 指定日                   | R6.4.1～R7.3.31 | R7.4.1～R8.3.31 |
| 控除率                   | 10%            | 9%             |

※ 税額控除は税額の20%が限度。

研究開発税制（法39条）

開発研究用資産を取得した場合に、特別償却及び税額控除ができます。

| 特別償却     |                    |                    | + | 税額控除         |                |
|----------|--------------------|--------------------|---|--------------|----------------|
| 取得等期間    | R6.4.1～<br>R7.3.31 | R7.4.1～<br>R8.3.31 |   | 取得等期間        | R6.4.1～R8.3.31 |
| 中小企業者等   | 50%                | 45%                |   | 大学等との共同研究    | 30%            |
| 中小企業者等以外 | 34%                | 30%                |   | ベンチャー等との共同研究 | 25%            |
|          |                    |                    |   | その他の者との共同研究等 | 20%            |

※ 上記2種の選択適用の特例と併せて適用可能。

### 【地方税】施設または設備の新設または増設をした場合に、施設等に係る下記の課税が免除になります。

課税免除

県税 ●事業税 ●不動産取得税

市税 ●固定資産税 ●都市計画税

※ 上記国税の特例のうち、特別償却/税額控除もしくは研究開発税制のいずれかの特例に係る指定を受けた場合に限りです。

## 2. 対象事業

復興産業集積区域内において、区域内の農業振興に寄与する事業で、集積業種該当する事業を営む法人または個人事業者が行う雇用機会の確保に寄与する事業  
(例：新たな設備投資や被災者等の雇用を維持した場合)

### 集積を目指す業種

○主な業種 **農業**

○主な関連業種 **以下3つの業種**

#### 1 農業関連加工・流通・販売関連産業

地場産の農産物等を加工し、食料品の製造・卸・小売を行うなど、以下の業種であって、区域内で行われる農業や同区域から生産される農産物や農業資源を活用した商品やサービスに関わる事業を行う事業者が対象。

【09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業(105 たばこ製造業を除く)、16 化学工業、37 通信業(371 固定電気通信業を除く)、39 情報サービス業、40 インターネット附随サービス業、44 道路貨物運送業、47 倉庫業、52 飲食料品卸売業、58 飲食料品小売業、75 宿泊業、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業】

#### 2 農業関連再生可能エネルギー関連産業

区域内で行われる農業及び同区域から生産される農産物や農業資源を活用した商品やサービスに関わる事業に対し、エネルギーを供給する以下の事業者が対象。

【33 電気業(太陽光発電、風力発電、バイオマス発電に関するものに限る。)]

#### 3 農業関連試験研究関連産業

農業や食関連の試験研究を行う以下の業種が対象。

【71 学術・開発研究機関、74 技術サービス業】

## 3. 対象となる区域(復興産業集積区域)

以下の農業振興地域

宮城野区 岡田地区及び蒲生地区の指定地域

若林区 上飯田地区及び藤塚地区の指定地域  
(詳細地番はお問合せください)

※今回の特区制度の内容は、税制の特例措置のみの適用です。  
また、対象区域は市街化調整区域であり、かつ農地法や農振法に係る土地利用制限などがあること等にご留意ください。

【対象区域図】



## 4. 手続き

税制上の特例措置を受けるには、特例措置に応じた指定申請書および指定事業者事業実施計画書を提出し、**令和8年3月31日までに仙台市から指定を受ける必要があります。**その後、各事業年度終了後に、復興推進事業に係る実施状況報告書を提出し、認定を受けた場合に、特例措置を受けることができます。

## 5. お問い合わせ

仙台市経済局農林部農業振興課

住所：青葉区国分町3丁目6番1号 仙台市役所表小路仮庁舎(仙台パークビル9階)

電話：022-214-8266 FAX：022-214-8338